

令和6年7月30日

令和6年第4回
恵那市議会臨時会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

議第 6 2 号	恵那市学校設置条例の一部改正について	5
議第 6 3 号	令和 6 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊

議第62号

恵那市学校設置条例の一部改正について

恵那市学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年7月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市立岩邑中学校、恵那市立山岡中学校、恵那市立明智中学校、恵那市立串原中学校及び恵那市立上矢作中学校統合に伴う新中学校設置のため、この条例を定める。

恵那市学校設置条例の一部を改正する条例

恵那市学校設置条例（平成 16 年恵那市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 2 中	恵那市立岩邑中学校	恵那市岩村町 1273 番地 1
	恵那市立山岡中学校	恵那市山岡町下手向 182 番地 4
	恵那市立明智中学校	恵那市明智町 60 番地 1
	恵那市立串原中学校	恵那市串原 4083 番地 2
	恵那市立上矢作中学校	恵那市上矢作町漆原 67 番地

」

「
を

恵那市立恵那南中学校	恵那市山岡町下手向 182 番地 4
------------	--------------------

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

